

(4) 日本の保護区

4-1) 日本の保護区制度の概要

*環境庁編「生物多様性国家戦略」(1996)には、以下の保護区があげられている。

a) 自然環境保全法に基づく各種制度

1. 原生自然環境保全地域

原生自然環境保全地域は、原生状態を保持し一定のまとまりを有している自然地域を指定し、自然の推移に委ねる方針のもと、自然を改変する行為を原則として禁止する等厳格な行為規制等によって原生的な自然の保存を図る制度である。これまでに、5地域、総面積5,600haが指定されている。

2. 自然環境保全地域

自然環境保全地域は、すぐれた天然林が相当部分を占める森林、すぐれた状態を維持している海岸、湖沼、湿原、河川、海域等の水辺地、すぐれた状態を維持している動植物の生息・生育地等で一定のまとまりを有する地域を指定し、行為規制、保全事業等を計画的に進めることにより保全を図る制度である。これまでに、10地域、総面積21,598haが指定されている。

b) 自然環境保全に関する地方公共団体独自の保護地域制度

地方公共団体では、居住地域周辺の自然環境等の保全を目的として、緑地環境保全地域、郷土環境保全地域等の名称で都道府県自然環境保全地域以外に独自の保護地域制度を設けている。こうした制度は、地域の生態系を保全し、地域レベルの生物多様性の確保に寄与するもので、各々の制度の規定に沿って行為規制等による保護地域の管理が行われている。

c) 自然公園

国内のすぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るため、「自然公園法」により、現在28の国立公園、55の国定公園、304の都道府県立自然公園が指定されている。自然公園は、国土面積の14.1%を占め、亜寒帯から亜熱帯、又高山帯から海岸に至る変化に富んだ自然植生等を基盤とした多様な生態系を含んでいる。自然公園では、そこに生息・生育する野生動植物、海中の動植物やそれらの生息・生育環境を自然景観の構成要素として位置づけ、その保護を図るため、各種の行為規制を行っている。

d) 生息地等保護区

野生動植物の種は、生態系の構成要素として重要であり、また、人類の豊かな生活に欠かすことのできない存在であることから、その絶滅を防止することは緊急の課題となっている。国内において絶滅のおそれのある野生動植物の種は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく国内希少野生動植物種に指定されることとなっており、その生息・生育環境を保全するために、必要な地域について生息地等保護区を指定し、特に重要な区域については管理地区として各種行為を許可制により規制するとともに、管理地区以外の部分についても監視地区として各種行為を届出制とすることによって、生息環境の保全を図っている。

生息地等保護区は、国内希少野生動植物種の生息・生育状況が良好な場所、生息・生育地としての規模が大きい場所等について検討し、優先的に指定すべき箇所を選定するとともに、広域に分散している種については主な分布域ごとに主要な生息・生育地を指定するよう努めることにより種の絶滅のおそれの回避に取り組むこととしている。また、生息地等保護区ごとに指定種の生態的特性に応じた保護の指針を定めて、指定種の生息・生育条件を維持するための

環境管理を図る他、生息地等保護区内の定期的巡視、指定種の生息・生育状況の調査等の管理を行っている。更に、生息地等保護区を中心として、生息・生育環境の積極的な維持・改善を図るための保護増殖事業を実施している。

e) 鳥獣保護区

鳥獣は、自然を構成する大切な要素として自然生態系の維持に重要な役割を担っており、また、人間にとっても豊かな生活環境を形成する重要な要素である。これら鳥獣の保護繁殖を図るため、必要な地域に着いて「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」に基づき鳥獣保護区を設定し、鳥獣の捕獲を禁止するとともに、特に重要な地域については、特別保護地域を指定して、各種行為を規制する等の生息環境の保全を図り、多様な鳥獣の生息環境を保全している。

f) 天然記念物

わが国では現在「文化財保護法」に基づき、多様性に富み固有の文化の形成にも与っている自然を記念し、学術的に貴重な自然を天然記念物として指定しその保存を図ることとしている。希少な種を含むわが国固有の動植物や極相を異にする自然林の原生林及び湿地や山地の様々な植生等自然度の高い動植物の他、人為的にもたらされた里山の二次的自然環境等を指定し、その保存を図る天然記念物は総数で955件にのぼる。

g) 保護林等

国有林のうち、原生的な森林生態系等自然環境の保全を第一に図るべき森林については、「自然維持林」として区分し、原則として人為を加えず、自然の推移にゆだねた保護・管理を行うこととしている。さらに「自然維持林」の中でも、自然環境保全上重要な森林については「保護林」に指定してその保全を図っている。「保護林」はその保護を図るべき対象や目的に応じ「森林生態系保護地域」「森林生物遺伝資源保存林」「林木遺伝資源保存林」「植物群落保護林」「特定動物生息地保護林」「特定地理等保護林」「郷土の森」の7種類に区分されており、合計で787カ所、約47万haが指定されている。

h) 保護水面

水産動物が産卵し、稚魚が生育し、又は水産動植物の種苗が発生するのに適している水面は、水産資源保護法に基づき、保護水面として指定し、その区域内における埋立て、浚渫、河川の流量、水位の変更等をきたす工事を制限している。保護水面は現在、河川延長2,200km、湖沼240ha、海面3,000haであり、指定区域においては密漁防止や周辺住民・遊漁者等への普及啓発のための巡回・指導、広報活動等の日常管理を行うとともに、産卵場の造成、区域内の環境・資源量調査等を行い、区域内の環境が適正に維持されるよう努めている。

i) 国際的な保護地域

わが国において、国際条約等に基づき登録・認定されている国際的な保護地域は以下の3種であり、1995年6月現在で15地域、合計面積約22万ha（屋久島の重複指定面積を除く）に及んでいる。

「世界遺産条約」：白神山地、屋久島（合計面積/約2万8千ha）、「ラムサール条約」：釧路湿原、伊豆沼、谷津干潟等9地域（合計面積は約8万3千ha）、「人間と生物圏計画（MAB計画）」：屋久島、大台ヶ原・大峰山、白山及び志賀高原（合計面積は約11万6千ha）

(4) 日本の保護区

4-1)日本の保護区制度の概要

生態系保護と関わる日本の法律と保護の範囲(「絶滅のおそれのある野生動植物の保護対策の現状と課題」(総務庁行政監察局編, 1993)より改変。(成立年は基本となる法律の形がつくられた年を示す))。

法律名	成立年	生息地の保全	動植物捕獲規制の内容
自然環境保全法	1972	特別保護地区等 野生動植物保護地区	海産動植物の指定種 陸産動植物の指定種
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	1992	生息地等保護区	陸海産動植物の指定種
鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律	1963	鳥獣保護区 特別保護地区	陸産鳥獣 陸産鳥獣
自然公園法	1957	特別地域 特別保護地区	陸産の植物指定種 陸産動植物の全種と海産動植物指定種
文化財保護法	1950	天然記念物指定地域	陸海産指定種
水産資源保護法	1951	採捕禁止・制限区域 保護水面	陸海産の指定種 陸海産の指定種
漁業法	1949	採捕禁止・制限区域等	陸海産の指定種
保護林制度	1915	森林生態系保護地域等	陸産の動植物全種

堂本 暁子(1997):バイオスフェアリザーブ(生物圏保存地域)と生物多様性、ワイルドライフ・フォーラム2(4)、野生生物保護学会

(4) 日本の保護区

4-2) 日本の保護区設立の歴史

4-2-1) 自然公園法の制定まで

a) 国立公園法の制定前におけるわが国の自然保護に関する法制の状況

1931(昭和6)年3月、同年法律第36号として国立公園法が制定された。この法律は、米国の国立公園制度などを手本としてわが国にも、美しい自然景観や学術上貴重な地形、動植物などの保護と、国民の保健の向上、休養の場の確保などを目的として一定の広い地域を設定して、その区域内の自然を損傷する行為などの制限と利用施設の整備ができるようにする国立公園の制度を導入しようとするもので、自然の保護ないし自然環境の保全のための施策の歴史の上で画期的意義を有するものといつてよいであろう。

しかし、わが国の自然を保護しようという考え方が次第に強くなってそれが法律制度に結びつくという状態は、すでに明治時代から始まっていたことで、この国立公園法による国立公園制度の導入が最初ではない。

明治政府は、わが国を急速に近代化して欧米先進国に追いつくことをその国是としてとりあげ、そのためには富国強兵の策がとられ、文明開化を推進し、産業を開発する政策が強力にとられた。産業の開発、諸制度の近代化のためには各地の山野や海が開発され、森林が伐採され、海浜が埋め立てられ、また、産業開発に伴う人口の都市集中とか新しい都市の形成膨張の傾向が進んだ。そしてこれらのため旧来の神社仏閣、名所旧蹟、さらには各地の原生的な森林や自然の海浜が破壊され、美しいわが国の特色とされた美しい自然景観や学術上貴重な地形や動植物が次々と失われていくという状況が出てきた。また、都市の無秩序開発により一方では災害に対する危険が増大し、他方、市民の憩いの場所がなくなるというような現象も、至るところで顕著に生じ始めたのである。明治中期以降こういう状況に対する反省が始め、各省庁が、それぞれバラバラにはあるが、自然の保護に関係をもつ法制の整備が行われるようになった。

すなわち、明治30年に制定された森林法では、すでに保安林の制度が導入され、保安林の一種として、神社、名所旧蹟の風致保全のための風致保安林の制度をとり入れて、これは水源涵養のための水源涵養保安林の制度などとともに、将来とも保存すべき森林を無秩序な伐採から保護し、神社、名所、旧蹟などの景観を維持するのに役立つことになったと考えられる。

また、山野に生息する鳥獣のうち保護すべきものを乱獲から守るための制度は、すでに太政官時代に制定された狩猟規則の中で明治25年にとり入れられたが、明治28年の狩猟法、さらには大正7年の狩猟法において鳥獣保護区制度など有用・貴重な鳥獣を保護する仕組みがさらに整備されていった。

他方、都市の無計画・無秩序な拡大を防止するための都市計画のシステムは、すでに東京その他の大都市については明治21年の東京市区改正条例などが制定されたが、大正8年には都市計画法が制定され、都市内の公園、緑地の整備さらには風致地区制度の導入などによって良好な風致を有する地区を乱雑な開発から保護する制度がとり入れられた。

これらの諸法律によって、各省庁バラバラにはあるが、わが国の美しい自然の景観や貴重な学術上の資料を保護、保存するための仕組みは漸次整備され始めていたわけであるが、国立公園法の制定前において、わが国のすぐれた風景や名勝さらには学術上貴重な動植物、岩石、地形、地質などを統一的な法体系の下に保護、保存することを目的として作られた画期的な制度は、大正8年に、同年法律第44号として制定された史跡名勝天然記念物保存法（後の「文化財保護法」）及び同法に基づく史跡、名勝及び天然記念物の指定の制度であったとしてよいであろう。この法律は、公私の所有を問わず、史跡、名勝及び天然記念物をそれぞれスポット的にとらえて指定し、地形の変更、樹木の伐採などを制限禁止して、これらを保護しようというものであり、わが国の自然保護に関する行政の発展の上に一時期を画するものであったといえるであろう。また、国自身は、規制対象の物件や地域の所有権を取得せず、いわゆる公用制限を課するやり方で目的を達しようとした点において国立公園の仕組みに先鞭をつけたともいえるであろう。

(4) 日本の保護区 4-2) 日本の保護区設立の歴史

4-2 -1) 自然公園法の制定まで

国立公園一覧表

(平成8年11月1日現在)

番号	国立公園名	指定年月日	面積 (ha)	関係都道府県名
1	利尻礼文サロベツ	昭和 49. 9. 20	21,222	北海道
2	知 床	" 39. 6. 1	38,633	"
3	阿 寒	" 9. 12. 4	90,481	"
4	釧 路 湿 原	" 62. 7. 31	26,861	"
5	大 雪 山	" 9. 12. 4	226,764	"
6	支 笏 洞 爺	" 24. 5. 16	99,302	"
7	十 和 田 八 幡 平	" 11. 2. 1	85,409	青森, 岩手, 秋田
8	陸 中 海 岸	" 30. 5. 2	12,198	岩手, 宮城
9	磐 梯 朝 日	" 25. 9. 5	187,041	山形, 福島, 新潟
10	日 光	" 9. 12. 4	140,164	福島, 栃木, 群馬, 新潟
11	上 信 越 高 原	" 24. 9. 7	189,062	群馬, 新潟, 長野
12	秩 父 多 摩	" 25. 7. 10	121,600	埼玉, 東京, 山梨, 長野
13	小 笠 原	" 47. 10. 16	6,099	東京
14	富 士 箱 根 伊 豆	" 11. 2. 1	121,850	東京, 神奈川, 山梨, 静岡
15	中 部 山 岳	" 9. 12. 4	174,323	新潟, 富山, 長野, 岐阜
16	白 山	" 37. 11. 12	47,700	富山, 石川, 福井, 岐阜
17	南 ア ル プ ス	" 39. 6. 1	35,752	山梨, 長野, 静岡
18	伊 勢 志 摩	" 21. 11. 20	55,549	三重
19	吉 野 熊 野	" 11. 2. 1	59,798	三重, 奈良, 和歌山
20	山 陰 海 岸	" 38. 7. 15	8,763	京都, 兵庫, 鳥取
21	瀬 戸 内 海	" 9. 3. 16	62,781	兵庫, 和歌山, 岡山, 広島, 山口, 徳島, 香川, 愛媛, 福岡, 大分
22	大 山 隠 岐	" 11. 2. 1	31,927	鳥取, 島根, 岡山
23	足 摺 宇 和 海	" 47. 11. 10	11,166	愛媛, 高知
24	西 海	" 30. 3. 16	24,636	長崎
25	雲 仙 天 草	" 9. 3. 16	28,289	長崎, 熊本, 鹿児島
26	阿 蘇 く じ ゅ う	" 9. 12. 4	72,678	熊本, 大分
27	霧 島 屋 久	" 9. 3. 16	54,833	宮崎, 鹿児島 ※一部世界自然遺産(屋久島)
28	西 表	" 47. 5. 15	12,506	沖縄
計			2,047,387	

環境庁(1997):人と自然との共生をめざして 環境庁 自然保護局 -その役割と仕事-

(4) 日本の保護区

4-2) 日本の保護区設立の歴史

4-2-2) 自然公園制度の沿革

a) 国立公園法の誕生

明治・大正の時代より、わが国の優れた風景や貴重な生物等を保全すべきだという考え方が生まれ始め、昭和6年、国立公園法が制定された。この法律は、美しい自然景観や地形、貴重な動植物の保護と国民の保健・休養の場の確保等を目的としている。この他にも、公園法の制定にあたっては、内外の観光客の誘致による地域経済の活性化や外貨の獲得、郷土愛の喚起、欧米諸国と伍することによるナショナリズムの高揚等の狙いもあったものと考えられる。

b) 初期(戦前)の指定状況

まず、昭和9年3月の瀬戸内海、雲仙・霧島国立公園の指定を皮切りに、同11年にかけて、12の国立公園が指定された。この中には大雪山・阿寒・中部山岳国立公園等、原始的な自然環境の保護を主とするものと、日光・富士箱根・瀬戸内海・雲仙国立公園のように、既存の観光地を含むものが並存している。

c) 戦後復興期の指定・拡張～国定公園の指定

戦後になって国立公園指定への運動が再燃し、昭和21年の伊勢志摩をはじめ昭和31年までに7国立公園が指定されるとともに、伊豆半島等8地域が既存公園に編入された。こうした動きの背景には国民の健康保養場の必要性の高まりや、戦後復興の一環としての観光産業の振興策などもあった。

また、昭和24年には国立公園法の改正により国定公園制度が導入され、昭和25年の琵琶湖・佐渡弥彦・耶馬日田英彦山を皮切りに、昭和31年までに15公園が指定された。

d) 高度成長期～国立公園法から自然公園法へ

都道府県立の自然公園を設けたいという要望が高まってきたこともあり、国立公園法を時代に適合させるとともに形式面も改め、昭和32年に自然公園法が制定された。ここに、現在の自然公園体系が制度として確立した。国立公園では知床・屋久島等が追加指定され、伊豆諸島が国定公園から昇格・編入されるなど再編成が行われた。国定公園も大量に追加指定され、都道府県立自然公園も大部分がこの時期に指定された。

この時期、国の経済は高度成長期にあり、国民の余暇も急増し、国立、国定公園等への入園者数も急増した。

e) 近年の状況

昭和40年代後半には環境問題が注目を集め、昭和46年に環境庁が設置された。これに伴い自然公園の管理も厚生省から環境庁に移管された。昭和47年には自然環境保全法も制定され、自然環境の保全が自然公園の重要な役割として再認識された。

最近では、昭和62年に釧路湿原国立公園、平成2年に暑寒別天売焼尻国定公園の新規指定が行われた他、公園計画の見直し・再検討が重要な課題となっている。

自然保護年鑑編集委員会 編 (1992) : 自然公園とは?、世界と日本の自然は今 自然保護年鑑3、日正社

(4) 日本の保護区 4-2) 日本の保護区設立の歴史

4-2)-2)自然公園制度の沿革

国定公園一覽表

(平成3年11月1日現在)

番号	国立公園名	指定年月日	面積 (ha)	関係都道府県名
1	暑寒別天売焼尻	平成 2. 8. 1	43,559	北海道
2	網走	昭和 33. 7. 1	37,261	"
3	ニセコ積丹小樽海岸	38. 7. 24	19,009	"
4	日高山脈襟裳	56. 10. 1	103,447	"
5	大沼	33. 7. 1	9,083	"
6	下北半島	43. 7. 22	18,728	青森
7	津軽	50. 3. 31	25,966	" 兼一部世界自然遺産(白神山地)
8	早池峰	57. 6. 10	5,463	岩手
9	栗駒	43. 7. 22	77,122	岩手, 宮城, 秋田, 山形
10	南三陸金華山	54. 3. 30	13,902	宮城
11	蔵王	38. 8. 8	39,635	宮城, 山形
12	男鹿	48. 5. 15	8,156	秋田
13	鳥海	38. 7. 24	28,373	秋田, 山形
14	越後三山只見	48. 5. 15	86,129	福島, 新潟
15	水郷筑波	34. 3. 3	34,309	茨城, 千葉
16	妙義荒船佐久高原	44. 4. 10	13,123	群馬, 長野
17	両房	33. 8. 1	5,685	千葉
18	明治の森高尾	42. 12. 11	770	東京
19	丹沢大山	40. 3. 25	27,572	神奈川県
20	佐渡弥彦米山	25. 7. 27	29,464	新潟
21	能登半島	43. 5. 1	9,672	富山, 石川
22	越前加賀海岸	43. 5. 1	9,246	石川, 福井
23	若狭	30. 6. 1	21,091	福井, 京都
24	八ヶ岳中信高原	39. 6. 1	39,857	山梨, 長野
25	天竜奥三河	44. 1. 10	25,723	長野, 静岡, 愛知
26	摺蓼関ヶ原養老	45. 12. 28	20,219	岐阜
27	飛騨木曾川	39. 3. 3	18,075	岐阜, 愛知
28	愛知高原	45. 12. 28	21,705	愛知
29	三河湾	33. 4. 10	9,443	"
30	鈴鹿	43. 7. 22	29,821	三重, 滋賀
31	室生赤目青山	45. 12. 28	26,308	三重, 奈良
32	琵琶湖	25. 7. 24	97,672	滋賀, 京都
33	明治の森箕面	42. 12. 11	963	大阪
34	金剛生駒紀泉	33. 4. 10	23,119	大阪, 奈良, 和歌山
35	氷ノ山後山那岐山	44. 4. 10	48,803	兵庫, 鳥取, 岡山
36	大和背垣	45. 12. 28	5,742	奈良
37	高野龍神	42. 3. 23	19,198	奈良, 和歌山
38	比叟道後帝釈	38. 7. 24	7,808	鳥取, 島根, 広島
39	西中国山地	44. 1. 10	28,553	鳥根, 広島, 山口
40	北長門海岸	30. 11. 1	8,118	山口
41	秋吉台	30. 11. 1	4,502	"
42	剣山	39. 3. 3	20,961	徳島, 高知
43	室戸阿南海岸	39. 6. 1	6,607	"
44	石鎚	30. 11. 1	10,158	愛媛, 高知
45	北九州	47. 10. 16	8,107	福岡
46	玄海	31. 6. 1	10,561	福岡, 佐賀, 長崎
47	耶馬日田英彦山	25. 7. 29	85,023	福岡, 熊本, 大分
48	壱岐対馬	43. 7. 22	11,950	長崎
49	九州中央山地	57. 5. 15	27,096	熊本, 宮崎
50	日豊海岸	49. 2. 15	8,518	大分, 宮崎
51	祖母嶺	40. 3. 25	22,000	宮崎, 鹿児島
52	日南海岸	30. 6. 1	4,542	宮崎, 鹿児島
53	奄美群島	49. 2. 15	7,861	鹿児島
54	沖繩海岸	47. 5. 15	10,320	沖縄
55	沖繩戦跡	47. 5. 15	3,127	沖縄
計			1,339,225	

環境庁(1997) 人と自然との共生をめざして 環境庁 自然保護局 -その役割と仕事-